

令和5年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和5年7月11日

開会午後4時00分

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 報告第 1号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 5号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第 7号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 11 議案第 9号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 12 議案第 10号 消防搬送車の取得について
- 日程第 13 議案第 11号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について

令和5年第2回臨時会

議 案

令和5年7月11日

常総地方広域市町村圏事務組合

選挙第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条及び第 292 条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合議会議長を次のとおり選挙するものとする。

令和 5 年 7 月 11 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会

記

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長 中村 博美 議員

報告第 1 号

令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告する。

令和 5 年 7 月 1 1 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
 管理者 松丸修久

令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
5	1	特定公園 施設整備 事業に係 る負担金	27,567	27,567		5,000			22,567
合計			27,567	27,567		5,000			22,567

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

専決処分書

常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年常総地方広域市町村圏事務組合条例第8号）の一部を次のように改正する。
附則を次のように改める。

附 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、昭和49年7月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、昭和49年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から圏域住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p>

提 案 理 由

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

令和 5 年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが季節性インフルエンザと同様の 5 類感染症に変更され、国においては同感染症への対応作業に係る手当について、同日に廃止されることとなりました。

当組合においても、特殊勤務手当に関する条例に規定されている新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための特殊勤務手当の特例に関する規定を令和 5 年 5 月 8 日に廃止する改正を行ったものです。

なお、今回の条例改正は、特に緊急を要し組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 8 日に専決処分したもので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

議案第 5 号

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
ロ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクタが電気自動車等に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設ける

ときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

第46条中「指定数量に2分の1」を「指定数量の2分の1」に改め、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて</p> <p>_____充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては</p> <p>_____、この限りでない。</p> <p>イ <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>ロ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、<u>分離型のものの充電ポスト</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 _____</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

[削除]

3 第1項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と

構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

[新設]

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。 ）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない ない。）

[新設]

併せて図記号による標識を設けるときは、
「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識
と併せて設ける図記号にあつては、国際標
準化機構が定めた規格第7010号又は日本産
業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙
所」と表示した標識と併せて設ける図記号
にあつては、国際標準化機構が定めた規格
第7001号又は日本産業規格Z8210に適合す
るものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇
場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下
(通行の用に供しない部分を除く。) 以外
 の場所に設けなければならない。ただし、
 劇場等の一部の階において全面的に喫煙が
 禁止されている旨の標識の設置その他の該
 当階における全面的な喫煙の禁止を確保す
 るために消防長(消防署長)が火災予防上
 必要と認める措置を講じた場合は、当該階
 において喫煙所を設けないことができる。

6 (略)

7 (略)

別表第7 削除

(指定数量未満の危険物等の貯蔵取り扱い
 の届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の
 住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつて
 は、指定数量の2分の1以上)指定数量未
 満の危険物及び別表第8で定める数量の5
 倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及

5 前項第2号に掲げる場合において、劇
場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下
(通行の用に供しない部分を除く。) 以外
 の場所に設けなければならない。ただし、
 劇場等の一部の階において全面的に喫煙が
 禁止されている旨の標識の設置その他の該
 当階における全面的な喫煙の禁止を確保す
 るために消防長(消防署長)が火災予防上
 必要と認める措置を講じた場合は、当該階
 において喫煙所を設けないことができる。

6 (略)

7 (略)

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の 表示		記号は黒、斜 めの帯及び枠 は赤、地は白
火気厳禁である 旨の表示		記号は黒、斜 めの帯及び枠 は赤、地は白
喫煙所である旨 の表示		記号は黒、地 は白

(指定数量未満の危険物等の貯蔵取り扱い
 の届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の
 住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつて
 は、指定数量に2分の1以上)指定数量未
 満の危険物及び別表第8で定める数量の5
 倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及

び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければなら
ない。

び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届出なければなら
ない。

提 案 理 由

議案第 5 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

令和5年2月に公布された消防法関連省令の改正により、これまで電気自動車などを充電するための急速充電設備は、200キロワットを超えると「変電設備」とされ様々な制約がありましたが、本年10月1日からは一定の安全基準を満たすことで200キロワット以下の「急速充電設備」の扱いと同様となります。

これにより、充電設備設置の際のさまざまな障壁が取り除かれ、電動バスや電動トラックといった大型電気自動車の普及拡大が図られます。

この省令改正に伴い、組合火災予防条例についても所要の措置を講じ、併せて各種標識に関する規定を改正するものです。

この条例は、公布の日からの施行となりますが、第11条の2第1項の急速充電設備に関する規定については改正省令の公布に併せ、令和5年10月1日から施行するものです。

議案第6号

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,812,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 消費	防費	2,724,869	1,457	2,726,326
	1 消費	2,724,869	1,457	2,726,326
8 予備	費	95,087	△ 1,457	93,630
	1 予備	95,087	△ 1,457	93,630
歳出	合計	6,812,385	0	6,812,385

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 消費	1 消費	消防車両購入事業	10,336

1 総括
(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
6 消防費	2,724,869	1,457	2,726,326			1,457
8 予備費	95,087	△ 1,457	93,630			△ 1,457
歳出合計	6,812,385	0	6,812,385	0	0	0

2 歳出

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 消防施設費	321,712	1,457	323,169			1,457	車両購入費 〔消防広報車1台 連絡車1台〕
計	2,724,869	1,457	2,726,326	0	0	1,457	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	95,087	△ 1,457	93,630			△ 1,457	消防分
計	95,087	△ 1,457	93,630	0	0	△ 1,457	

提 案 理 由

議案第 6 号 令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第 1 号) について

令和 5 年度一般会計補正予算(第 1 号)については、消防広報車及び連絡車購入事業において半導体の供給不足による生産の遅れから年度内の納品が困難と見込まれるため、事業の繰越明許費を設定するものです。

また、当初予算に車両動態装置の載せ替え費用の計上漏れがあったこと及び物価高騰による艀装費の増額に対応するため予備費からの充当措置を併せて行うものです。

議案第 7 号

消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 282,260,000円 |
| 4 契約の相手方 | 茨城県常総市水海道淵頭町2982番地
株式会社染谷工務店
代表取締役 中山 英俊 |

提 案 理 由

議案第 7 号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について

本案は令和 5 年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事の請負契約の締結です。

工事内容は、平成 2 年度に供用開始した庁舎の老朽化に伴い、屋上防水、外壁、空調機器、給湯設備、照明などの改修工事に併せ建屋を一部増設し、指揮隊仮眠室、多目的トイレの設置を行うものです。

参考資料（議案第 7号関係）

1 入札顛末書

管理者 (甲)	事務局長 (乙)	事務局次長 (丙)	課長 (丁)	課長補佐	主査	係長
						

入 札 顛 末 書

第1回開札年月日(令和5年5月26日執行)

契 約 件 名	令和5年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事
予定価格(事前公表)	262,000,000円(税抜)
入 札 方 式	条件付一般競争入札

業 者 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
谷原建設株式会社	259,200,000円			
令和建设株式会社	258,000,000円			
株式会社 染谷工務店	256,600,000円			落札

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜) 256,600,000円
(落札額の110分の100)

落札額(税込) 282,260,000円

2 建設工事請負仮契約書



(仮) 建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 令和5年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事
- 2 工 事 場 所 茨城県常総市水海道山田町808番地
- 3 工 期 契約確定（議会議決日）の翌日から令和6年7月31日まで
- 4 請負代金額 金282,260,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金25,660,000円）
- 5 支 払 条 件 前金払：40%以内
中間前金払：20%以内
残 額：竣工払
- 6 契約保証金 常総地方広域市町村圏事務組合財務規則第115条第3号に基づき免除

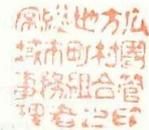
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第13号）第2条に規定する契約のため、組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和5年5月26日

発注者 住 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名 称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管 理 者 松 丸 修 久



受注者 住 所 茨城県常総市水海道淵頭町2982番地
名 称 株式会社 染谷工務店
代表者名 代表取締役 中 山 英 俊



3 概要

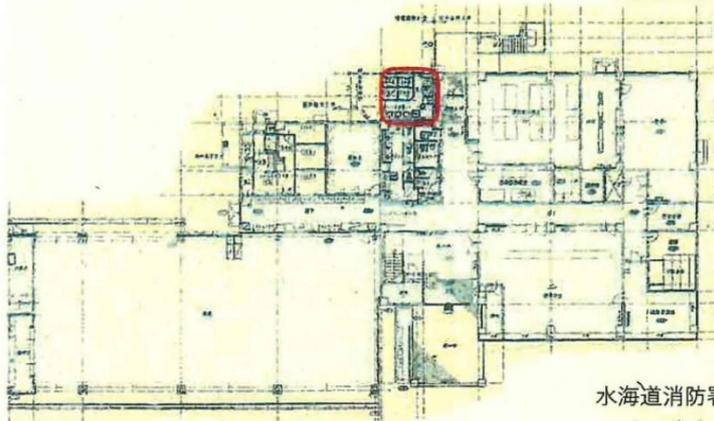
工事概要

消防施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に推進していく必要があります。既存施設をより長く安全に利用し、地域の災害拠点の中核をなす防災拠点として機能強化が極めて重要です。そのため、施設の改修をするものです。

改修前の消防庁舎

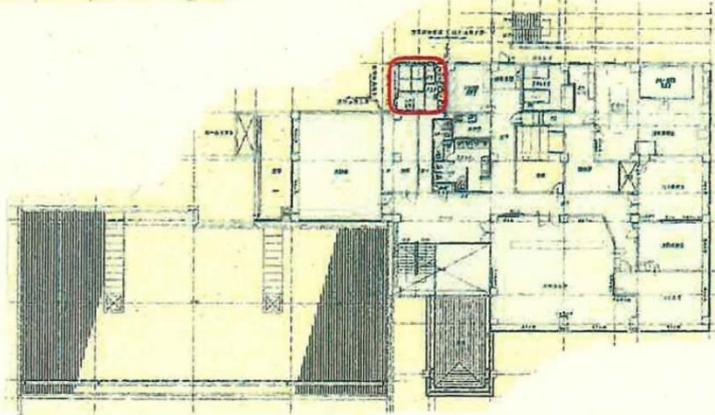


水海道消防署1階改修後平面図

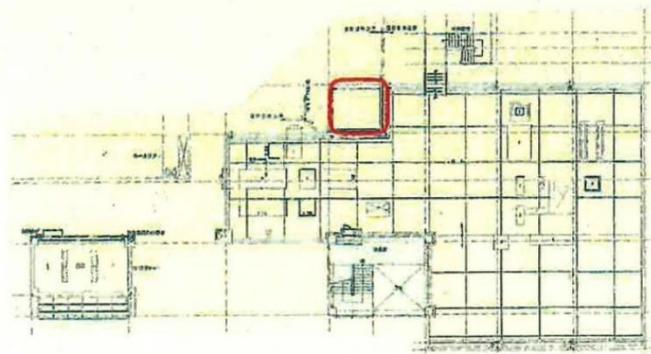


- 個別空調設備改修工事
- 未改修部分のLED化改修工事
- 庁舎増築に伴う電気工事
- 庁舎増築に伴う給排水衛生設備工事
- 防水改修工事
- 外壁・屋根改修工事
- ホースリフト更新工事
- カーポート（4台分）新設工事

水海道消防署2階改修後平面図



水海道消防署PH階改修後平面図



議案第 8号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- | | | | |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 取得の種別及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車 | 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得の金額 | 65,120,000円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 | |

提 案 理 由

議案第 8 号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

つくばみらい消防署の水槽付消防ポンプ自動車は平成 11 年 3 月に配備されてから 24 年が経過し老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

参考資料（議案第 8号関係）

1 入札顛末書

管理者 (甲)	事務局長 (乙)	事務局次長 (丙)	課長 (丁)	課長補佐	主査	係長
						

入札顛末書

第1回開札年月日(令和5年4月28日執行)

契約件名	令和5年度水槽付消防ポンプ自動車購入
予定価格(事前公表)	-
入札方式	指名競争入札

業者名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
(株)土浦消防センター	62,500,000円			
(有)鈴機	59,740,000円			
小池(株)	61,000,000円			
(株)モリタテクノス 東日本営業部	63,415,000円			
ジーエムいちほら工業(株)	62,200,000円			
日本機械工業(株) 本社営業部	61,000,000円			
(株)モリタ 東京支店	59,200,000円			落札
帝商(株)	63,050,000円			

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜)	59,200,000円
(落札額の110分の100)	<hr/>
落札額(税込)	65,120,000円

2 物品類売買仮契約書

(仮) 物品類売買契約書

- 1 物品件名 令和5年度水槽付消防ポンプ自動車購入
- 2 納入場所 茨城県つくばみらい市福田759番地
常総地方広域市町村圏事務組合 つくばみらい消防署
- 3 納入期間 契約確定（議会議決日）の日から令和6年3月31日まで
- 4 契約金額 金65,120,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金5,920,000円）
- 5 支払条件 検査完了後一括払
- 6 契約保証金 免除

上記物品類売買契約について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

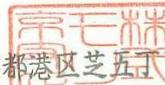
この契約を証するため本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月8日

買受人 住所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管理者 松丸修久



売渡人 住所 東京都港区芝五丁目36番7号
名称 三田ビル19階
代表者名 株式会社モリタ東京支店
支店長 山北忠司



3 概 要

参考資料(議案第8号関係)

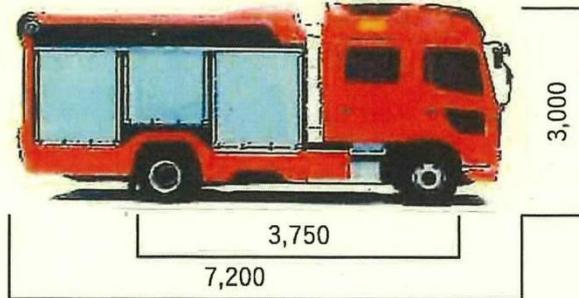
○水槽付消防ポンプ自動車 イメージ図 (株式会社モリタ カタログ使用)

・ボディーの一部にFRPを使用。
FRPはデザイン面だけでなく機能面でも優れ、防錆性、耐久性高さから過酷な環境でも活躍します。また、オールシャッター車にすることで十分な資機材収納スペースを持ち合わせます。



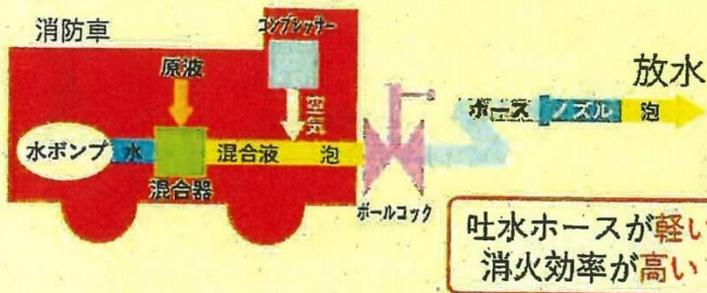
○車両仕様

- ・燃料 ディーゼル
- ・排気量 5,123cc
- ・走行装置 4輪駆動
- ・乗車人員 6人(前2、後4)
- ・主な装備 圧縮空気泡消火装置
動力付ホース延長資機材
三連梯子



○圧縮空気泡消火装置(CAFS)

・水を泡に置き換えることで水分の表面積を大きく確保し、水分の気化熱を利用して冷却するシステム。跳ね返り等の無駄水を減らし下階の水損防止、壁等に付着拡散し広範囲の冷却効果を生みだす。



・筒先で空気を取り入れ発泡するのではなく、車体内でコンプレッサーを使い空気を圧入し放射します。ホース内は比重の小さい「泡」で満たされ非常に軽くなり、取り回しがよくなり、消火効率が向上する。

議案第 9 号

消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 取得の種別及び数量 | 消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 47,498,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

提 案 理 由

議案第 9 号 消防ポンプ自動車の取得について

水海道消防署の消防ポンプ自動車は平成 10 年 12 月に導入され、令和 5 年度には 25 年が経過し老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

参考資料（議案第 9 号関係）

1 入札顛末書

管理者 (甲)	事務局長 (乙)	事務局次長 (丙)	課長 (丁)	課長補佐	主査	係長
						

入札顛末書

第1回開札年月日(令和5年4月28日執行)

契約件名	令和5年度消防ポンプ自動車購入
予定価格(事前公表)	-
入札方式	指名競争入札

業者名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
(株)土浦消防センター	45,000,000円			
(有)鈴機	43,725,000円			
小池(株)	44,814,000円			
(株)モリタテクノス 東日本営業部	46,000,000円			
ジーエムいちはら工業(株)	44,300,000円			
日本機械工業(株) 本社営業部	44,500,000円			
(株)モリタ 東京支店	43,180,000円			落札
帝商(株)	45,700,000円			

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜)	43,180,000円
(落札額の110分の100)	
落札額(税込)	47,498,000円

2 物品類売買仮契約書

(仮) 物品類売買契約書

- 1 物品件名 令和5年度消防ポンプ自動車購入
- 2 納入場所 茨城県常総市水海道山田町808番地
常総地方広域市町村圏事務組合 水海道消防署
- 3 納入期間 契約確定（議会議決日）の日から令和6年3月31日まで
- 4 契約金額 金47,498,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金4,318,000円)
- 5 支払条件 検査完了後一括払
- 6 契約保証金 免除

上記物品類売買契約について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月8日

買受人 住 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名 称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管 理 者 松 丸 修 久



売渡人 住 所 東京都港区芝五丁目36番7号
名 称 三田ビルシュビル19階
代表者名 株式会社モリタ東京支店
支店長 山北忠司



3 概 要

参考資料(議案第 9 号関係)

○消防ポンプ自動車 イメージ図

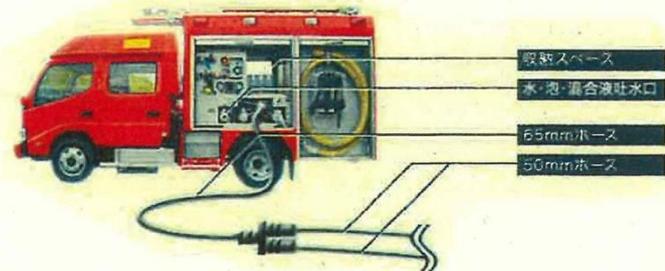
(株式会社モリタ カタログ使用)

・ボディーの一部にFRPを使用。
FRPはデザイン面だけでなく機能面でも優れ、防錆性、耐久性高さから過酷な環境でも活躍します。また、オールシャッター車にすることで十分な資機材収納スペースを持ち合わせます。



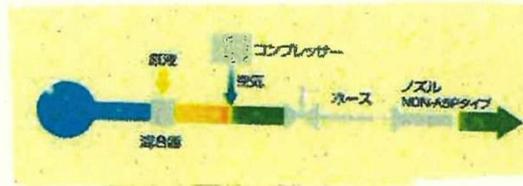
○車両仕様

- ・全長 5,770 mm
- ・全幅 1,930 mm
- ・全高 2,950 mm
- ・ホイールベース 2,545 mm
- ・水槽容量 600 L
- ・ホースカー 有
- ・燃料 ディーゼル
- ・排気量 4,000 cc
- ・走行装置 4輪駆動
- ・乗車人員 6人(前2、後4)
- ・主な仕様 圧縮空気泡消火装置搭載
コンパクト化を徹底し
積載スペースを増加



○圧縮空気泡消火装置(CAFS)

・水を泡に置き換えることで水分の表面積を大きく確保し、水分の気化熱を利用して冷却するシステム。跳ね返り等の無駄水を減らし下階の水損防止、壁等に付着拡散し、広範囲の冷却効果を生みだす。



議案第10号

消防搬送車の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年7月11日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取得の種別及び数量 | 消防搬送車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 24,176,900円 |
| 4 | 取得の相手方 | 茨城県水戸市泉町2丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗 |

提 案 理 由

議案第10号 消防搬送車の取得について

水海道消防署の消防搬送1号車は平成10年5月に導入され、令和5年度には25年が経過し老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

参考資料（議案第10号関係）

1 入札顛末書

管理者 (甲)	事務局長 (乙)	事務局次長 (丙)	課長 (丁)	課長補佐	主査	係長
						

入札顛末書

開札年月日(令和5年4月28日執行)

契約件名	令和5年度消防搬送車購入
予定価格(事前公表)	-
入札方式	指名競争入札

業者名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
茨城日野自動車(株) 守谷支店	22,500,000円			
茨城トヨペット(株) 法人営業部	辞退			
茨城トヨタ自動車(株) 特販課	21,979,000円			落札
(株)モリタ 東京支店	26,200,000円			

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜) 21,979,000円
(落札額の110分の100)

落札額(税込) 24,176,900円

2 物品類売買仮契約書

(仮) 物品類売買契約書

- 1 物品件名 令和5年度消防搬送車購入
- 2 納入場所 茨城県常総市水海道山田町808番地
常総地方広域市町村圏事務組合 水海道消防署
- 3 納入期間 契約確定（議会議決日）の日から令和6年3月31日まで
- 4 契約金額 金24,176,900円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,197,900円)
- 5 支払条件 検査完了後一括払
- 6 契約保証金 免除

上記物品類売買契約について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月8日

買受人 住所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管理者 松丸修久

売渡人 住所 水戸市泉町2丁目3番24号
名称 茨城トヨタ自動車株式会社
代表者名 代表取締役 幡谷史朗

3 概 要

参考資料(議案第 10 号関係)

○消防搬送車 イメージ図

(他本部写真使用)

・水難仕様車両で救助艇、船外機等を積載する。積載物の積み下ろしを考慮し引き出し式パワーゲート搭載。

- ・シャーシ 3 t ベース
- ・排気量 4,000cc
- ・駆動方式 4WD



○荷室仕様

・濡れた資機材、汚れた資機材等を積載することを想定し防水仕様にする。



○積載物

- ・救助艇 2 艇(アキレス制)
全長380cm 重量78kg 6 人乗り
- ・オープンデッキ型(アキレス制)
全長300cm 重量24kg 4 人乗り
要救助者を速やかに引き上げ可能



水深の浅い場所にも進入可能



水難救助を迅速に行う



多人数の救助を行う



議案第 1 1 号

東京電力ホールディングス株式会社との和解について

原子力発電所事故に係る損害賠償について、あっせん申し立てをした原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されたことから、同案に基づき和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 1 1 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

1 概要

組合は、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対策に要した平成 2 3 年度から平成 3 0 年度までの費用のうち東京電力ホールディングス株式会社が賠償に応じていない損害賠償額について、令和 3 年 2 月に原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをしました。

この度、同センターから和解案が提示されたことから、同案に基づき和解するため、議会の議決を求めるものです。

2 和解の相手方

東京電力ホールディングス株式会社

3 和解の内容

当組合及び相手方は、前述の損害賠償額についての和解金として金 4 9 0 万円を相手方が当組合に支払うことを確認する。

但し、本和解は今回認められなかった和解金額を超える部分及び当該期間における新たな損害の事実につき、組合が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げるものではない。

参考資料（議案第 1 1 号関係）

1. 損害賠償額における本和解金

組合からの損害賠償請求額 27,245,989 円のうち、指定廃棄物一時保管に係る費用及び周辺環境における放射能測定費用の一部については、和解外損害賠償額（11,139,949 円）として既に賠償に応じており、残る請求部分のうち、原子力発電所事故の対応業務に係る人件費と河川分析費用などの放射能測定費用の一部について賠償が認められ今回の和解金額が示されたものです。

項 目	金 額
A. 組合からの損害賠償請求額	27,245,989 円
B. 東電が払う損害賠償額	16,039,949 円
1. 和解金	4,900,000 円
2. 和解外損害賠償額	11,139,949 円

※A.の請求額は、当初請求額 25,903,398 円に追加請求額 1,342,591 円（時間外手当と精査分）を加えた額

※2.和解外損害賠償額とは、本和解に至るまでの間に東京電力ホールディングス(株)が既に応じた損害賠償額

2. 和解契約書

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和3年(東)第441号事件(以下「本件」という。)について、申立人常総地方広域市町村圏事務組合(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項記載の損害項目(前項記載の期間に限る。)についての和解金として、金4,900,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

被申立人は申立人に対し、前項記載の和解金4,900,000円を、申立人が署名(記名)押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人が指定する下記口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被申立人の負担とする。

記

金融機関 常陽銀行(金融機関コード0130)

支店名 守谷支店(支店コード086)

預金種目 普通預金口座

口座番号 1688017

口座名義 常総地方広域市町村圏事務組合 会計管理者 坂登司男
(ジョウソウチホウコウイキシチヨウソンケンジムクミアイ
カイケイカンリシャ サカトシオ)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。)

について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 年 月 日

【申立人】

（住 所）

（名 称）

（代表者）

【被申立人】

令和3年(第)441号
 申立人 常総地方広域市町村圏事務組合
 被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

(別紙)

損害項目	金額	期間	備考
測定経費	1,700,000	平成23年度 平成23年3月11日～平成24年3月31日	No.1 本賠償で支払予定のため対象外。
		平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日	No.2 請求取り下げ。
		平成25年度 平成25年4月1日～平成26年3月31日	No.3 請求取り下げ。 No.4 請求を認めない。
		平成26年度 平成26年4月1日～平成27年3月31日	No.5 請求取り下げ。 No.6 寄与度7割5分の限度で認める。
		平成27年度 平成27年4月1日～平成28年3月31日	No.7 請求取り下げ。 No.8 寄与度5割の限度で認める。
		平成28年度 平成28年4月1日～平成29年3月31日	No.9 請求取り下げ。 No.10 10-1は請求取り下げ。10-2は寄与度2割5分の限度で認める。10-3は請求を認める。
		平成29年度 平成29年4月1日～平成30年3月31日	No.11 請求取り下げ。 No.12 12-1のうち排水分(請求額216,000円)は請求を認め、大野川分は(請求額216,000円)は寄与度2割5分の限度で認める。12-2、3、5は請求取り下げ。12-4は請求を認める。12-6は請求を認めない。
		平成30年度 平成30年4月1日～平成31年3月31日	No.13 13-1は請求取り下げ。13-2は請求を認める。 No.14 14-1のうち排水分(請求額216,000円)は請求を認め、大野川分は(請求額216,000円)は寄与度2割5分の限度で認める。14-2は請求を認める。
人件費	400,000	平成23年度 平成23年3月11日～平成24年3月31日	40万円の限度で認める。
		平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日	請求を認めない。
その他損害	2,800,000	平成23年度 平成23年3月11日～平成24年3月31日	No.1 請求取り下げ。
		平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日	No.2 請求取り下げ。 No.3 請求取り下げ。
		平成25年度 平成25年4月1日～平成26年3月31日	No.4 請求取り下げ。 No.5 請求取り下げ。
		平成26年度 平成26年4月1日～平成27年3月31日	No.6 請求取り下げ。 No.7 請求取り下げ。
		平成27年度 平成27年4月1日～平成28年3月31日	No.8 請求取り下げ。 No.9 請求取り下げ。
		平成28年度 平成28年4月1日～平成29年3月31日	No.10 請求取り下げ。 No.11 請求取り下げ。
		平成29年度 平成29年4月1日～平成30年3月31日	No.12 請求取り下げ。 No.13 寄与度8割の限度で認める。 No.14 請求取り下げ。 No.15 請求取り下げ。
		平成30年度 平成30年4月1日～平成31年3月31日	No.16 請求取り下げ。 No.17 請求取り下げ。 No.18 請求取り下げ。
合計額	4,900,000	※項目ごとに10万円未満切捨て。	

提 案 理 由

議案第 1 1 号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について

原子力発電所事故に係る損害賠償について、あっせん申し立てをした原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されたことから、同案に基づき和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものです。